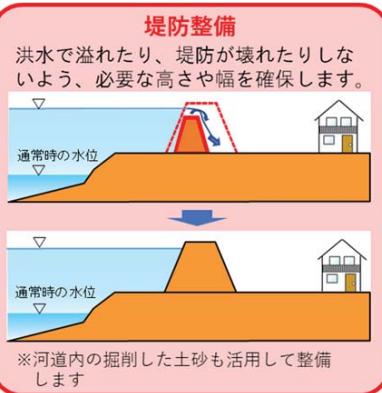
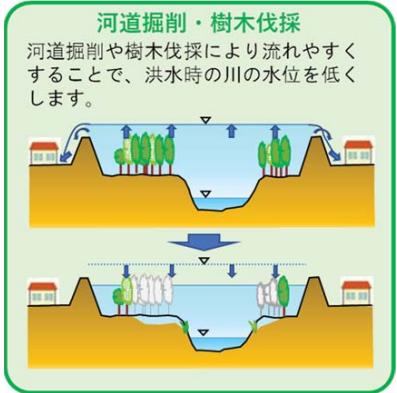


入間川流域緊急治水対策プロジェクト ハード対策について

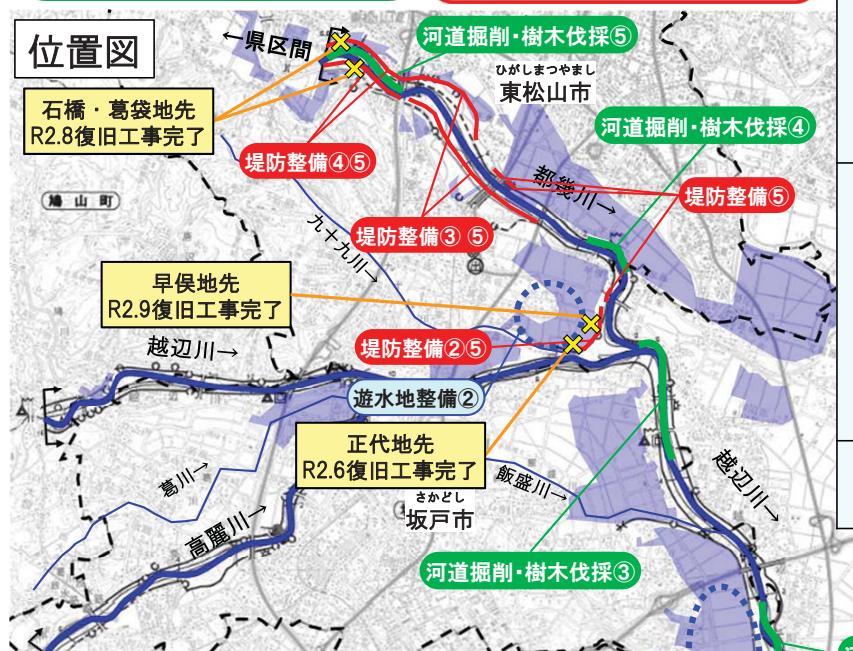


【整備手順の考え方】

河道掘削は上下流バランスを踏まえ、下流入間川区間から実施し、全体的な水位低下を図る。
並行して都幾川区間では堤防整備を先行的に進め、安全に流せる洪水の量を増加させる。

■被災した堤防の整備予定		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
決壊・被災箇所の堤防整備			施工				
■多重防護治水の推進(事業別)							
入間川	【掘①】川島町 釘無地先			測量・用地取得			
越辺川	【掘②】川島町 伊草地先 坂戸市 紺屋地先			施工			
都幾川	【掘③】坂戸市 赤尾地先			測量・用地取得		施工	
都幾川	【掘④】東松山市 早俣地先					施工	
都幾川	【掘⑤】東松山市 葛袋地先		測量・用地取得				施工
越辺川	【堤①】川島町 角泉地先			施工			
都幾川	【堤②】東松山市 正代地先		施工				
都幾川	【堤③】新東松山橋～都幾川橋 東松山市 あずま町～悪戸、上郷地先			測量・用地取得		施工	
都幾川	【堤④】都幾川橋より上流 東松山市 葛袋、石橋、下唐子地先			測量・用地取得		施工	
都幾川	【堤⑤】構造物周辺 (用排水樋管、早俣橋、東松山橋、東上線、唐子橋、都幾川橋)			測量・用地取得 (堤防整備④と重複)		施工	※樋管や樋梁等の構造物周辺部については関係機関協議などが必要
遊水地	越辺川 【遊①】坂戸市 紺屋～横沼地先			検討			
遊水地	都幾川 【遊②】東松山市 正代～早俣地先				測量・用地取得		施工 (掘削土を活用した堤防整備)

※ スケジュールは現時点での予定であり、今後の調査・検討等により変更が生じる場合があります。また、地先名は主な地先を記載しています。
※ 上記の対策の他、河川管理上必要な対策を行う場合もあります。



入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況

【R2.12月末時点】



- 令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した、入間川流域において、国、県、市町が連携し、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を進めています。
- 国、県、市町が連携し、以下の取組を実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指します。
 - ①多重防御治水の推進【河道・流域における対策】**
 - ②減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】**
- 令和2年度は、決壊箇所及び越水箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、合流点処理検討、簡易型河川監視カメラの設置、越水・決壊検知機器の開発などを進めていきます。

■河道・流域における対策

■全体事業費 約 338 億円【国:約318億円、県:約20億円】
災害復旧 約 26 億円【国:約 21億円、県:約 5億円】
改良復旧 約 312 億円【国:約298億円、県:約14億円】
■事業期間 令和元年度～令和6年度
■目標 令和元年東日本台風における入間川、越辺川、都幾川からの越水防止
■対策内容 【河道の流下能力の向上】・河道掘削、樹木伐採、堤防整備 【遊水・貯留機能の確保】・遊水地整備 等

※四捨五入の関係で合計が合致しません。

■河道・流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】
・浸水が想定される区域の土地利用制限 (災害危険区域の設定)
・家屋移転、住宅の嵩上げ (防災集団移転促進事業等)
・高台整備(避難場所等に活用)
・土地利用に応じた内水対策の検討 (雨水流出抑制対策、合流点処理検討等)

■ソフト施策

・自治体との光ケーブルの接続
・危機管理体制、簡易型河川監視カメラの設置
・他機関・民間施設を含めた避難場所の確保
・広域避難計画の策定
・水のう等、水防活動資材の確保
・防災メール等を活用した情報発信の強化
・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
・台風第19号の課題を受けたタイムラインの改善
・講習会等によるマイ・タイムライン普及・促進
・要配慮者用施設の避難確保計画作成の促進
・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施、排水ポンプ車の配備
・防災行政無線の戸別受信機整備 等



最近の動き



着工前



完了(樹木伐採による流下能力の向上)



令和2年11月撮影

1 川島町 釘無地先（入間川左岸7.0k～8.0k付近）



完成(必要な堤防断面の確保)

令和2年7月撮影

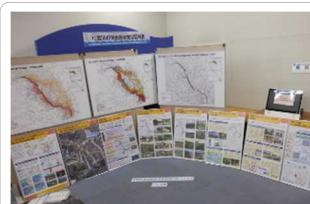
c 東松山市 早俣地先（越辺川左岸7.0k付近）



東松山市での開催の様子 令和2年10月



マイ・タイムライン作成講習会の開催



彩湖自然学習センター 5階



川越市民サービスステーション (U_PLACE 3階)
プロジェクトパネル展示状況

■災害復旧関係(堤防決壊)

No.	地先名	進捗
①	平塚新田（川越市）	●
②	正代（東松山市）	●
③	早俣（東松山市）	●
④	石橋（東松山市）	●
⑤	葛袋（東松山市）	●

凡例
 ●：済み
 ○：実施中
 ※1：回覧による
 ※2：発注手続き中
 ※3：事前調査中

■改良復旧(河道掘削関係)

No.	地先名	計画 検討	地元説明＊ 区長等	測量 調査	用地 調査	用地 補償	工事
1	釘無（川島町）	○	●	● ^{※1}	●	-	○
2	紺屋（坂戸市）	○	●	● ^{※1}	○	○	
3	伊草（川島町）	○	●	● ^{※1}	○	○	
4	赤尾（坂戸市）	○	●	● ^{※1}	○	○ ^{※3}	
5	早俣（東松山市）	○	●	●	-	-	
6	葛袋（東松山市）	○	●	●	○	●	

■改良復旧(遊水地関係)

No.	遊水池名	計画 検討	地元説明 区長等	測量 調査	用地 調査	用地 補償	工事
A	越辺川遊水地（仮称）	○			○ ^{※3}		
B	都幾川遊水地（仮称）	○			○ ^{※3}		

* 地元説明は、進捗に応じて今後も実施します。

・地先名は、主な地先を記載しています。

・当資料は、直轄区間の進捗について取りまとめたものです。

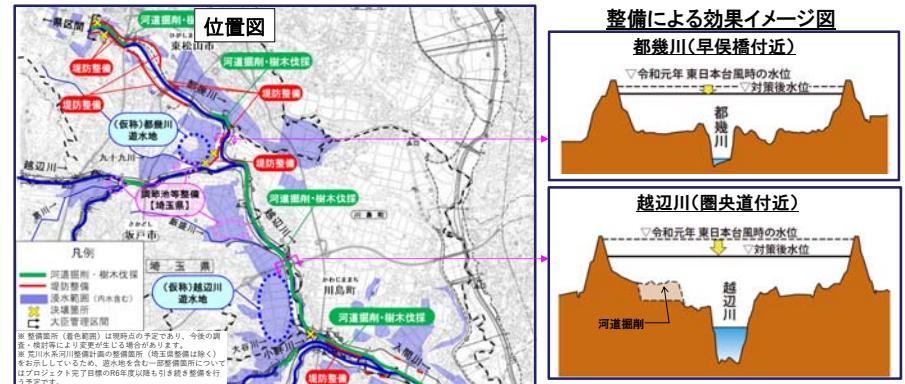
(仮称)都幾川遊水地に関する説明資料

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所

1. 遊水地を含めた治水対策について

■入間川流域緊急治水対策プロジェクトでは、堤防整備に併せて河道掘削や遊水地整備を行うことにより、洪水時の水位低下を図ります。

- ①令和元年東日本台風の大雨によって、越辺川、都幾川では河川の水位が現況の堤防高を超えて、堤防決壊が発生しました。
- ②このため、同じ洪水が再び発生しても、安全に流すため、堤防整備に加え、河川敷等の遊水機能を可能な範囲で保持するとともに、河道掘削(樹木伐採含む)や遊水地を計画することで、都幾川から入間川まで水位低下を図ります。
(なお、埼玉県においても、越辺川、都幾川などに流入する河川(飯盛川、九十九川など)において、調節池等を計画しています。)
- ③また、今回整備する遊水地は、越辺川や都幾川から洪水が流入しない場合において、遊水地外の内水を貯めることにより、外水、内水の両方にに対して、地域の浸水被害を少しでも軽減できるように検討を進めていきます。



- ## 目次
1. 遊水地を含めた治水対策について
 2. 遊水地の機能について
 3. 遊水地の範囲と補償の基本的な考え方について
 4. 今後のスケジュール
 5. 遊水地計画に関するよくある質問と回答

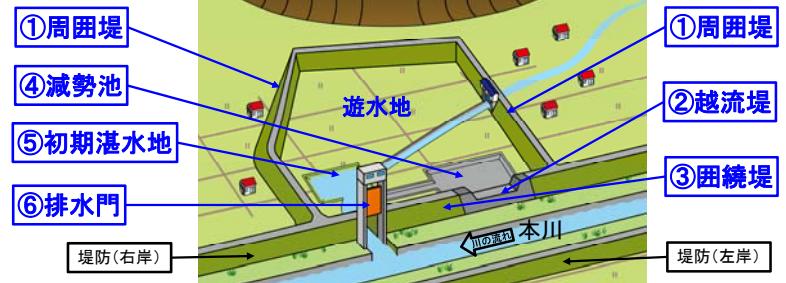
【参考】

流域治水の考え方

入間川流域緊急治水対策プロジェクトのソフト対策

2. 遊水地の機能について①

■遊水地の主な施設を紹介します。



①周囲堤：遊水地を囲む堤防です。

②越流堤：遊水地に計画的に水が流れれるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。

③回繞堤：本川と遊水地の仕切りの堤防です。

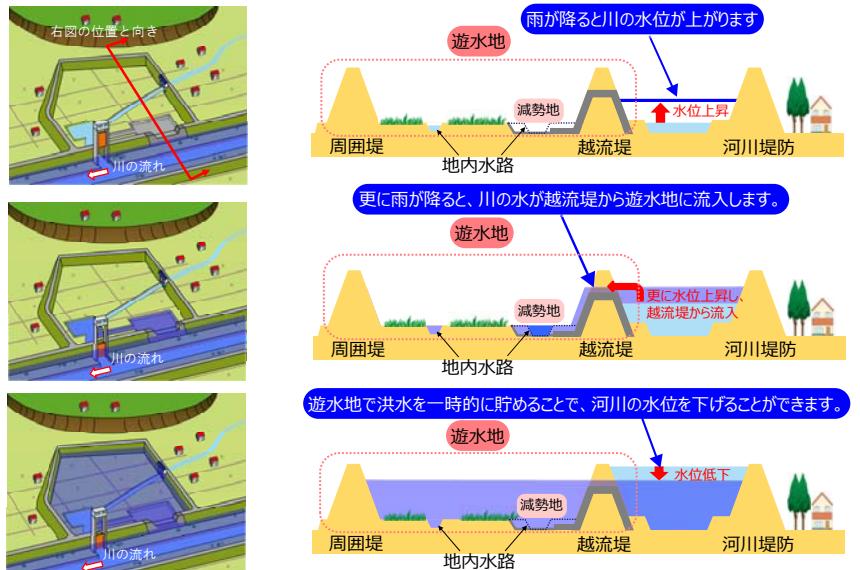
④減勢池：越流堤を越えて流れ込んでくる水の、勢いを弱めるために設ける施設です。

⑤初期湛水地：初期の洪水をためるための施設です。

⑥排水門：遊水地に一時的に貯めた川の水を洪水後に排水する施設です。

2. 遊水地の機能について②

■遊水地の機能を紹介します。



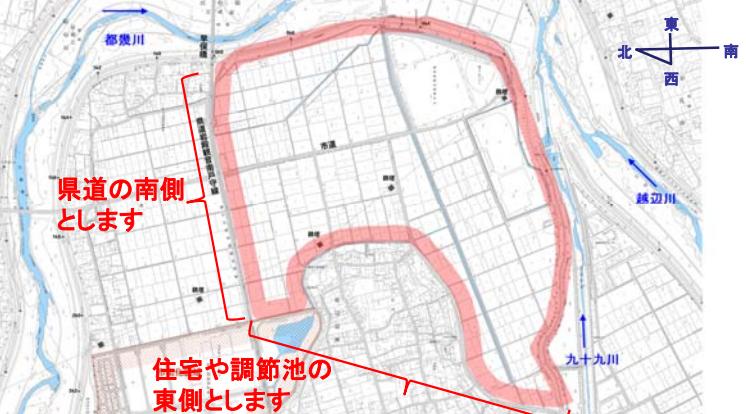
3. 遊水地の範囲と補償の基本的な考え方について①

【遊水地範囲の基本的な考え方】

■(仮称)都幾川遊水地の範囲は、極力、家屋や公共施設等に影響を与えないよう計画しています。

■R3年度以降、現地の詳細測量や地質調査等を行い、遊水地を囲む堤防(周囲堤)の位置を詳細に検討していきます。

※今後の調査等にご協力ををお願いする関係者の方々には、改めてご説明させていただきます。



※本図面は、遊水地の概ねの範囲を示したものであり、周囲堤の位置は、今後詳細に検討していきます。

3. 遊水地の範囲と補償の基本的な考え方について②

【補償の基本的な考え方】

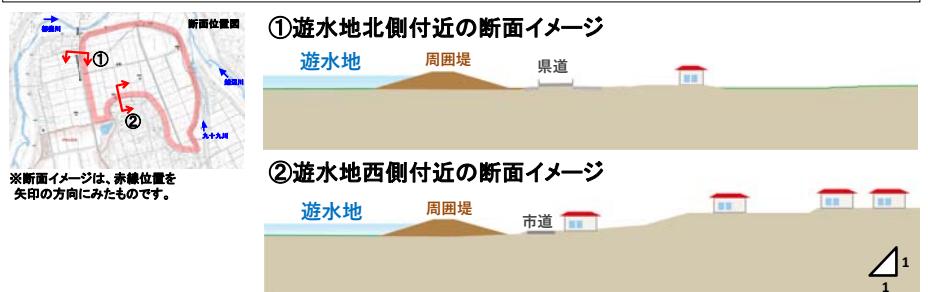
遊水池の効果を発現させるためには、下記の通り、用地取得等が必要となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

■遊水地を囲む堤防(周囲堤など)の底地や河川管理用の地内水路などの河川管理施設を整備するのに必要な土地は用地取得を行います。

■上記以外の遊水地内の土地については、地役権補償を行います。

※「地役権(民法第280条)補償」とは、「他人の所有する土地を、自分の土地の利便性を高めるために利用することができる権利」です。土地の所有者が現在の土地利用を行なながら、さらに、河川管理者が遊水地として使用する権利を設定することです。(※詳細は、本資料5. 遊水地計画に関するよくある質問と回答③を参照ください)

■各個人が所有する物件などの補償については、個別に調整させていただきます。



4. 今後のスケジュール

■遊水地計画・検討

◆遊水地計画の概要説明【今回】

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域への回覧・HP等により実施

■測量・地質調査（遊水地範囲を詳細に検討するための基礎調査）

■周囲堤詳細設計（遊水地を囲む堤防の詳細設計）

◆地元説明会（遊水地範囲に関する詳細位置を説明）

■用地幅杭設置・用地測量等（遊水地範囲の土地や物件などの現地調査）

◆補償説明・取得（遊水地を囲む堤防の用地取得）

■周囲堤工事（遊水地を囲む堤防工事）

※遊水地整備に伴い必要となる施設の検討や遊水地内の補償の調整なども並行して進めています。
※現時点の大まかなスケジュールであり、必要に応じ見直す場合があります。

5. 遊水地計画に関するよくある質問と回答①

【遊水地計画について】

質問1 遊水地を整備する目的は何ですか？

洪水時に流れている都幾川、越辺川、入間川の水を一時的に川の外に貯めることができます。洪水時に河川水を遊水地に一時的に貯めることにより、都幾川、越辺川の水量を減らすことができ、その結果、都幾川、越辺川を含め、合流先の入間川の水位も下がることができます。

質問2 遊水地の位置や大きさは、どのように決めたのですか？

令和元年東日本台風の大暴雨が再び降っても、都幾川、越辺川、入間川で安全に洪水を流すために必要な量を貯められる大きさとしています。

具体的には都幾川遊水地で約300万m³、越辺川遊水地で約500万m³を貯めることができる大きさとしています。また、この大きさを確保するため、洪水調節効果、地形条件と家屋や公共施設への影響などを考慮して位置を決めています。

質問3 遊水地に流入する頻度はどの程度なのでしょうか？

雨の降り方次第なので一概には言えませんが、過去の実績洪水からすると概ね90年間に3～4回程度となります。

5. 遊水地計画に関するよくある質問と回答③

質問8 現状どおり遊水地内に進入できるのですか？

周囲堤を乗り越える必要があるため、進入できる箇所は集約することを考えていますが、遊水地内に進入するルートは確保するように検討を進めています。

質問9 遊水地内の土地の補償はどうなるのですか？

越流堤、周囲堤及び地内水路などの河川管理施設として必要な土地については、土地売買契約に基づき土地を取得し工事を実施します。河川管理施設として必要な土地以外の土地については、地役権設定契約を行い現状の利用を継続していただくことを考えています。

質問10 土地の買収価格はいくらですか？

土地価格の設定の考え方としては、正常な取引価格によるものとされており、取引事例価格、地価公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価格などに基づき算定を行い、総合的に比較検討したうえで決定をします。

質問11 地役権とは何ですか？

地役権とは設定行為をもって定めた目的に従い、自己の土地の便益のために(利便性を高めるために)他人の土地を使用できる権利です。遊水地の場合は、便益を受ける土地として越流堤が「要役地」となり、便益を供する土地として遊水地内敷地が「承役地」となります。

地役権を設定した場合には、「要役地」及び「承役地」の土地それぞれ一筆毎に不動産登記簿に登記されます。承役地には、①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置その他の行為の禁止、と登記されます。

5. 遊水地計画に関するよくある質問と回答②

質問4 遊水地整備による内水への影響は大丈夫なのでしょうか？

内水に対しては、越流堤から遊水地に洪水が流入しない限り、内水を遊水地内に取り込むことで現況と変わらないよう検討していきます。越流堤から遊水地に流入する規模の洪水時における内水に対しては、越流堤から遊水地に河川水が流入すると、内水を遊水地に取り込むことができませんが、流入開始まで内水を取り込むことで内水による新たな床上浸水が生じないように検討していきます。

質問5 遊水地はいつ完成するのですか？

今後、詳細な施設設計や用地取得・補償のご協力などが必要であり、現時点では明確に申し上げることは難しいですが、可能な限り、早期完成を目指して進めています。

質問6 周囲堤はどのくらいの高さになるのですか？

現時点では、概ね5～6mの高さを想定しています。

【土地利用・用地・補償について】

質問7 遊水地内の土地利用はどうなるのですか？

越流堤、周囲堤及び地内水路などの河川管理施設に影響しない土地については、平常時は、従前の利用に変更はありません。ただし、河川区域となりますので、建物を建てたり、盛土などの行為は制限されます。

5. 遊水地計画に関するよくある質問と回答④

質問12 地役権の補償はいくらですか？

地役権補償額の設定は、一般的には、土地価格に自身の所有する土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた率を乗じる(掛ける)ことにより設定をしております。また、地役権補償金については、地役権設定登記が完了した後に一括でお支払いとなりますので、一度きりの補償となります。

質問13 遊水地内の施設の補償はどうなるのですか？

遊水地の機能を保全する上で支障となる物件につきましては、基本的に遊水地外への移転対象となります。一方で、農地等の現状の土地利用の継続に必要な施設などは、遊水地外への移転あるいは遊水地内の存置について、今後、個別に検討する必要があると考えています。

質問14 農地をすべて買収してもらえますか？

越流堤、周囲堤及び地内水路などの河川管理施設として必要な土地のみの買収となります。

質問15 遊水地内に河川水が流入し、作物が被害を受けたら補償してくれるのですか？

河川水流入による作物の被害に対しての補償はできません。
一般的に風水害等の気象上の原因による災害等に起因して、農作物等の損害を受けた場合については、農業共済に加入している農業者の方に対しては、農業災害補償法の規定に基づき、農業共済から損害の程度に応じて補償が行われる場合があるので、農業共済組合等にご相談下さい。

5. 遊水地計画に関するよくある質問と回答⑤

質問16 遊水地内に河川水が流入し、農業施設等が被災したら補償してくれるのですか？

河川水流入による被災は農業施設であっても補償はできません。

なお、適用要件はありますが、農地・農業用施設の災害復旧事業制度につきましては、関係機関窓口にご相談ください。

質問17 遊水地内に河川水が流入し、土砂が堆積したら撤去してもらえますか？

民地においては、国で土砂の撤去は行いません。基本的には、土地所有者にて対応いただくことになります。なお、適用要件はありますが、農地・農業用施設の災害復旧事業制度につきましては、関係機関窓口にご相談ください。

本資料は、地域の皆さまが遊水地計画に対して、心配されると考えられる内容について、現時点でお伝えできる範囲でとりまとめたものです。

この他にも心配される点が多々あるとは思いますか、説明会等が開催可能な状況とならましたら、皆様のご意向も踏まえつつ、実施させていただく予定ですので、遊水地計画に対するご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、遊水地計画に関する疑問点等については、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所

(遊水地計画全般に関する事)

調査課
TEL049-246-6360

(用地・補償に関する事)

用地課
TEL049-246-6373

R3.3.1時点版であり、今後の検討により変更となる可能性があります。

【参考】流域治水の考え方

■今後、水害の激甚化・頻発化が予測され、河川の中だけでなく流域全体で水害を軽減させる『流域対策』が必要になっています。

①令和元年東日本台風をはじめ、近年、激甚な水害が頻発しており、更に、**今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測**されています。

②国土交通省では、このような水害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、**流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換**を進めています。

③越辺川、都幾川では堤防整備、河道掘削を行っていますが、計画している遊水地の他、埼玉県においても、越辺川、都幾川などに流入する河川(飯盛川、九十九川など)において調節池等を計画しており、流域全体で治水対策に取り組んでいく必要があります。



【参考】入間川流域緊急治水対策プロジェクトのソフト対策①

【危機管理型水位計 簡易型河川監視カメラの設置について】

防災情報共有化の取組として、既存の水位計、CCTVカメラに加え、危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置(増設)を行っています。

入間川流域(国管理区間)では、危機管理型水位計8台、簡易型河川監視カメラ47台を今年度内に新たに設置予定です。水位やカメラの情報は「川の防災情報」などのウェブサイトで確認することができます。

【川の防災情報】<https://www.river.go.jp/>

【川の防災情報 スマホ版】<https://www.river.go.jp/s/xmn0105010/>



【参考】入間川流域緊急治水対策プロジェクトのソフト対策②

【講習会等によるマイ・タイムライン普及促進について】

マイ・タイムラインとは、大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするものです。地域の皆様におかれましても、マイ・タイムラインの作成に取り組んでいただけますようお願いいたします。

なお、荒川上流河川事務所では、マイ・タイムラインの普及が促進されるよう、地域の方々への講習会や自治体職員がマイ・タイムライン講習会を開催する際に、伝えるべきポイントなどを学びてもらうことを目的として自治体職員を対象にした講習会を開催しています。



↑ 川越市での講習会開催状況
(令和2年8月24日)



↑ 東松山市職員対象の講習会開催状況
(令和2年10月17日)



↓ 坂戸市での講習会開催状況
(令和2年9月16日)